

第54回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成22年6月3日(木)

開会 午後1時

会議に出席した議員(15名)

1番	香美町	植田	隆博	3番	豊岡市	青山	憲司
4番	豊岡市	安治川	敏明	5番	豊岡市	井上	正治
6番	豊岡市	岡谷	邦人	7番	香美町	森	利秋
8番	新温泉町	谷口	功	9番	豊岡市	関貫	久仁郎
10番	豊岡市	森田	進	11番	豊岡市	嶋崎	宏之
12番	豊岡市	升田	勝義	13番	新温泉町	西脇	明
14番	新温泉町	宮脇	諭	15番	豊岡市	峰高	正行
16番	豊岡市	木谷	敏勝				

会議に出席しなかった議員(1名)

2番 香美町 谷口 眞治

議事に関係した事務局職員

事務局長 西 垣 宏 一
書 記 山 根 哲 也
書 記 太田垣 健 二
書 記 吉 田 桂太郎

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	長 瀬 幸 夫
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会 計 管 理 者	矢 崎 章 司
代 表 監 査 委 員	作 花 尚 久
事 務 局 長	谷 敏 明
施 設 整 備 課 長	土生田 哉
施設整備課課長補佐	羽 尻 泰 広
施設整備課主幹	西 垣 宏 一
監査委員事務局長	樋 口 ゆり子

議事日程

- 第1 生活環境影響調査結果について

議事順序

1. 開 会
2. 生活環境影響調査結果について
3. 閉 会

開会 午後1時00分

議長（木谷敏勝） 本日、第54回北但行政事務組合議会議員協議会をご案内いたしましたところ、臨時会終了後にかかりませず、何かとお忙しい中、ご参集をいただきましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから第54回議員協議会を開会いたします。

まず、本日の会議に傍聴を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。

次に、本日の会議に欠席届のありましたのは、2番谷口眞治議員であります。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

6番岡谷邦人議員。

議会運営委員会委員長（岡谷邦人） 本日の議事運営についてご報告いたします。

本日、この後、北但クリーンセンター設置に係る生活環境影響調査結果について説明を受け、質疑を受けます。

なお、質疑については協議事項に係る質疑のみとし、質疑回数については、1議員、連続して3回までといたします。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

議長（木谷敏勝） 以上、報告のとおりご了承願います。

それでは、本日の協議事項について、当局より説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） 本会議に引き続き、第54回北但行政事務組合議会議員協議会をお願いしたところ、おそろいでご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の議員協議会におきましては、先ほどの臨時会のあいさつでも申し上げましたとおり、生活環境影響調査の結果についてご報告申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

同調査につきましては、平成20年12月17日に入札を執行し、同25日に開催いたしました第52回北但行政事務組合議会議員協議会でその業務概要などについてご説明をしたところですが、1年間の現況調査の結果及び予測・評価をまとめた調査報告書がまとまりましたので、5月25日から1カ月間、縦覧に供しております。

詳細につきましては事務局長が説明いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（木谷敏勝） 事務局長。

事務局長（谷 敏明） 生活環境影響調査についてご説明申し上げます。

平成20年度、21年度において進めてまいりました生活環境影響調査がこのほどまとまりましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づく北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定により、去る5月25日より6月24日までの1カ月間、組合事務所及び構成市町の衛生担当課等で縦覧に供し

ています。また、施設の設置に関し利害関係を有する人は、生活環境保全の見地から意見書を提出することができ、期間を縦覧開始日より7月8日まで受け付けています。本日、議員各位に本調査結果についてご説明し、ご理解を賜りたいと存じます。

お手元にお配りしています仮称北但クリーンセンター設置に係る生活環境影響調査書概要版をごらんください。この概要版は、縦覧図書本編の抜粋版です。本日、概要版で説明させていただきます。

1ページをお開きください。上段では、生活環境影響調査の解説を書かせていただいております。生活環境影響調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、今回計画する施設について行うことが義務づけられ、今回の調査は、生活環境影響指針に基づいて実施することを記載しています。下段には、調査の流れをお示ししています。影響の分析、評価につきましては、現況がどのような状況下にあるかを調査し、施設ができた場合にどれだけ影響するかを予測し、その結果が環境保全目標を達成するか否かを調査するものでございます。

2ページをお開きください。調査項目の一覧表ですが、水色の部分が生活環境影響調査に求められる項目であり、黄色の部分は今回の建設地の地域特性を考慮した追加項目で、二重丸が現況調査、予測・評価した項目、丸が現況調査のみを行った項目です。

3ページをごらんください。調査項目の調査内容と調査頻度を一覧にまとめております。ご清覧ください。

4ページをお開きください。調査地点と調査項目の一覧をお示ししています。施設用地周辺及び森本区、坊岡区、周辺区を調査地点としています。

5ページをごらんください。上段は、気象の現況調査を施設予定地内で1年間調査を行い、年間風配図を示しています。結果は、木谷川沿いになる西北西の風が全体の8.4%で多く出現していますが、最も多く出現したのは、円内に記載されています風速0.4メートル未満の風向が定まらない静穏が69.6%でした。また、平均風速は0.4メートルでした。

下段は、大気質を竹野南公民館と坊岡区で四季1季7日間調査しましたが、二酸化硫黄ほかすべて大気汚染に係る環境基準を満たしていました。環境基準につきましては、環境基本法第16条に定められた基準であり、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとするという基準です。なお、環境基準等にありますが二酸化窒素については、0.04から0.06ppm以下の基準になってはいますが、0.04から0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として現状程度の水準を維持し、0.04ppm以下の地域は原則として0.04ppmを大きく上回らないように努めるという基準です。

6ページをお開きください。騒音について、施設予定地及び国道178号の御又、竹野南小学校、県道日高竹野線の森本、坊岡区で22年11月、現況調査をしました。調査箇所いずれも環境基準、騒音規制法による基準を満足していました。下段は、振動について、騒音と同地点で同日実施しました。施設予定地、道路沿線いずれも振動規制法による基準を満足していました。

7ページをごらんください。悪臭について、8月24日、夏場の臭気を感じやすい時期に、施設予定地及び森本区、坊岡区、周辺3地区及び類似施設として豊岡清掃センターの7地点を実施しました。特定悪臭物質につきまして、すべての項目、すべての調査地点において環境基準を満たしてありました。臭気指数につきましても、豊岡市における規制はありませんが、他の自治体規制値に比較して基準内の値でした。

8ページをお開きください。7ページの続きで、河内公民館以下、以下の場所での調査結果を記載しています。類似施設として豊岡清掃センターにおいてアンモニアが検出されていますが、規制基準以下であり、すべての項目、すべての調査地点において環境基準を満たしてありました。

9ページをごらんください。平水時の水質調査を木谷川、竹野川で4月、9月に実施しました。人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準、ダイオキシン類による水質汚濁に関する環境基準、水質汚濁防止法等により規定されている項目について調査しました。その結果、大腸菌群数が9月の調査時に竹野川、木谷川ともに環境基準を超していました。この状況は、兵庫県の公共用水域常時監視地点の竹野新橋地点での調査においても同様の傾向が報告されています。他の項目につきましては環境基準を満足していました。なお、検出せずは、注意書きにありますように定量下限未満を示しております。

10ページをお開きください。降雨時の濁りの程度を把握するために、浮遊物質量調査と工事中に濁りが出た場合に希釈される川の流量を21年11月調査した結果です。ご清覧ください。

11ページをごらんください。土壤汚染にかかわる環境基準のうち、農地に限られる銅を除く26項目とダイオキシン類について土壌調査を11ページ、12ページに掲げる8地点で実施しました。結果は、すべての項目、すべての地点において環境基準を満たしてありました。

13ページをごらんください。施設周辺の動物調査を掲載しています。結果、哺乳類6目11科15種、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、底生生物、それぞれ記載されている種を確認しています。その中で、文化財保護法及びその他兵庫県版レッドデータブックなどに記載されている重要種は、下段の表にまとめておりますが、オオタカを初めとする6綱21目35科48種が確認されました。

14ページをお開きください。植物につきましては、126科556種の植物と14の植物群落が確認されました。確認された植物のうち重要種は、エビネ等7科8種が確認されました。すべて直接地形的改変を計画している区域外に生息していました。

15ページをごらんください。大気質について予測・評価をしました。予測の手法につきましては、環境省生活環境影響調査指針に示されています大気拡散式を用いて算出しました。上表の煙突排出ガス排出による影響年平均値は、施設の稼働による大気への影響について長期的予測・評価したものです。にお示ししている寄与濃度は施設から排出される寄与濃度の最大値、のバックグラウンド濃度は、5ページでお示ししましたが、現況の大気質調査結果値、はとを足した値、につきましても環境保全目標値の比較基準に置きかえた1日平均濃度です。二酸化硫黄を初めとする各項目について、環境保全目標を満たしております。

下の図は二酸化窒素の例で、寄与濃度図をお示しをしています。ブルーの二重丸が計画施設の煙

突位置で、排出される排ガスが気象調査によって得られたデータ、風向、風速等をもとに、大気拡散式により予測対象範囲を施設中心として東西南北8キロとし、その範囲を格子間隔100メートル掛ける100メートルで区割りし、各格子の濃度を予測計算し、同値を結んだ図面です。最大着地地点は、赤丸でお示ししていますが、施設の北北東の位置に出現すると予測しております。

16ページをお開きください。煙突排ガスの排出による影響1時間値については、1時間値についての環境保全目標について、さまざまな気象条件により高濃度が出現するケースを想定し、予測をしました。まず、高濃度出現時は、煙突高さの風速と大気安定度により地表部分に高濃度があらわれる状態、ダウンウオッシュ時は、表下に説明書きをしていますが、煙突高さ部分の風速と排ガスの吐出速度が約1.5分の1倍以上になると、煙突本体や周辺建物付近に高濃度が出現する状態。上層逆転発生時は、有効煙突高の上層に逆転層が形成された場合、逆転層がふたをして大気質の拡散が抑えられる状態。どのような状態にあっても各項目とも環境保全目標値を満足するものと予測・評価しています。

下段につきましては、稼働後の廃棄物運搬車両による大気質への影響について、国道178号の竹野南小学校前、県道日高竹野線の森本、坊岡区、3カ所を予測・評価しましたが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも現況から廃棄物運搬車両、豊岡市238台、香美町、新温泉町合計151台が往復通過した影響を予測・評価した結果、すべての地点において環境保全目標を満たしています。日平均の98%値が環境基準になっていますが、98%とは、年間日平均値を1年分低い方から並べて98%番目の日平均値のことをいいます。浮遊粒子状物質における2%除外値は、逆に高い値から2%分下になる日の平均値をいいます。

17ページをごらんください。建設機械等の稼働により発生する排ガスの影響ですが、工事計画に基づき算出した建設機械等の稼働が最も多い1年間として予測しました。その結果、二酸化窒素等すべての項目において環境保全目標を満たしております。

下段は、工事関係車両、資材の運搬車、作業員車両等による影響を予測・評価しています。台数は、最も多くの台数となる時期で、大型車153台、小型車52台がすべての地点を通過したと仮定し、評価しました。結果、すべての地点で環境保全目標値を満たしています。

18ページをお開きください。騒音において、施設の稼働による影響を評価しています。熱回収施設やリサイクルセンターの機器等から発生する騒音が敷地境界線において時間帯区分に定められた騒音の予測結果は環境保全目標を満たしており、騒音レベル予測等値線図を下段に示していますが、昼間はリサイクルセンターからの影響が大きく、朝、夕、夜間はリサイクルセンターが休止することから、熱回収施設からの影響を受ける評価となっています。予測の結果は、44から46デシベルは騒音の目安としては静かな事務所相当と推察されます。廃棄物運搬車両による影響は、調査地点の道路端において予測・評価しましたが、車両台数の増加により森本で3.7デシベル増加すると予測するものの、環境保全目標値を満たしております。

19ページには、建設工事、工事関係車両の騒音の影響を予測・評価していますが、すべての工事区分、調査地点において環境保全目標を満たしております。

20ページをお開きください。振動において、騒音と同様に予測・評価しています。振動について、施設の稼働による影響は、騒音と同様に、昼間はリサイクルセンターからの影響が大きく、夜間は熱回収施設からの影響によるが、敷地境界における予測・評価は環境保全目標値を満たしております。振動レベル予測等値線図はごらんのとおりです。下段には、廃棄物運搬車両、21ページには建設工事、工事関係車両による影響について予測・評価していますが、いずれも環境保全目標を満たしております。

22ページをお開きください。悪臭について予測・評価しています。煙突排ガスの排出による影響については、東京都における既存事例から、炉内温度が700度以上になると臭気を感じない程度に分解するとの報告から、今回、燃烧温度850度以上、滞留時間2秒以上燃烧する計画のため、煙突排ガスの影響はないと予測され、環境保全目標を満たしております。施設からの漏えいによる影響は、類似施設である豊岡清掃センターの敷地境界の調査結果と予定地敷地境界における調査結果の数値の大きい結果を予測結果とし、その結果、豊岡清掃センターの敷地境界の調査結果を予測結果と採用しました。当該地域が順応地域であり、その規制基準を満足することから、環境保全目標を満たしております。

23ページをごらんください。施設からの生活排水の排水による影響について予測・評価しています。既にご説明しておりますとおり、プラント排水につきましては、外部への放流は行わず、施設内で冷却水等に再利用します。管理棟等のトイレや洗面所、湯沸かし室、ふる等の生活排水について、合併浄化槽により処理し、木谷川に放流する可能性があることから、予測・評価するものです。9月の水量の少なく影響の大きく出る時期に現況調査を実施しました。結果、木谷川、竹野川ともに環境保全目標を満たしております。

造成工事に発生する濁水による影響について予測・評価をしています。造成工事中の濁水対策につきましては、仮設沈殿池及び洪水調整池を設けて濁水処理する計画としています。11月降雨日に浮遊物質と流量を調査し、予測した結果、木谷川、竹野川とも農業用水基準100ミリグラム以下の基準等から、生活環境に著しい影響を与えないものとしています。

動物について、開発に伴う生息環境の改変に伴う影響について予測・評価しました。現況調査の結果につきましては、哺乳類6目11科15種を初めとして、記載されている種が確認されましたが、このうち文化財保護法ほか兵庫県レッドデータブックなどを基準として、48種の重要種が確認されました。生息環境を改変、減少することから、新たな生息地を求めて移動、また、工事を実施するまでに代替の生息環境整備を行うなど、また、建設機械の低騒音、低振動機種を採用、濁水防止対策等で影響が軽減することは可能と考えております。

24ページをお開きください。水生動物への影響について予測・評価していますが、濁水処理の実施、護岸工事等、河川の大規模改変を行わないことから、生息地は維持され、水生動物を含めた動物の予測結果は環境保全目標を満たしているものと考えます。

植物につきましては、126科556種と14の植物群落が確認されました。このうち7科8種の重要種が確認されましたが、進入道路、敷地造成等、地形的改変を行う場所以外の生息でした。空中湿度

や土壌の乾燥化といった間接的影響が予測されることから、周辺緑地環境の創出、のり面の緑化、工事区域外への不要な立入禁止等により、影響が軽減することが可能と考えます。工事に関しては、郷土種を使用し、地域の生物多様性に配慮することにより、影響を軽減することが可能であり、環境保全目標を満たしているものと考えます。

総合評価として、予測結果は、すべての項目で環境保全目標を満足しています。したがって、総合的に見ても生活環境の保全に支障ないものと評価しました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（木谷敏勝） 以上で説明は終わりました。

これより生活環境影響調査結果についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました4番安治川敏明議員、どうぞ。

安治川敏明議員 質問に当たっての前提条件をまずお尋ねしたいと思うんです。環境影響調査の概要版が配られたんですけども、まず、これ、ちょっと僕は疑問でね、お尋ねしたいんですけど、資料請求をすると、環境影響調査書は現在縦覧中であるからあなたに渡すことはできないと、こういうことでありました。ところが、縦覧とは別に、概要版というものは出しておられるんですね。摩訶不思議なことでありまして、縦覧をしておるから議員もすべからく見なさいというのであれば筋が通らんわけではないけど、概要版はよろしいが、全文は見てはいけないと。私、縦覧にも行きました。ところが縦覧をすると、大きな丁寧な表やら図面やらいっぱいあって、とても詳しく見ることはできないので、コピーをしたいなと思ったけど、コピーはしてはいけない。筆写しなさい。そもそも縦覧とは一体何やと。なるべく市民や有権者が見たふりをして、意見があったら期間中に所定の手続をして言いなさいと、本日は特に議会にお恵みでこれを見せてあげましょうというので概要版をくれたのかな。皮肉も言いたくなる。一体これは何ですかということですよ。法的に言ったら、縦覧中のものの抜粋版なんていうものを配ってよろしいか。聞くところによると、一部地域、率直に言うとな竹野ですよ、説明会でどんどんお配りになっておるといふうに聞こえました。これ、恐らく森本は全戸配布してるんじゃないかと思えますね。

一方では熱心に、たまたま私が議員ですが、勤務時間中でないと縦覧にはなかなか行けない。生業についている成人の男女が仕事の時間を割いて行って、しかもコピーはいけない。写真を撮ってもいけない。どういう法的根拠があってこんなことをしてるのか。縦覧というのは、本来いったら本当にご苦労さんと、ひとつ器物損壊罪に当たらない程度に大いに勉強してくださいと、いい意見があったらどんどん出してくださいと、こういうことだろうと思うんですね。まず、本当は私は議会運営委員でもあるので、議長に向かって言うべきであろうとは思いますが、資料請求というのも議長あてに出したからね。議長から、にべもない返事があったというふうに私は受け取っておるんですけども、議会事務局長も、それから当局も事実上は一体化して運営をしておられるわけだから、この場で質疑をしても差し支えないと思うので、ぜひ管理者あるいは事務局長からご答弁を願いたい。これは後々、縦覧がいろいろある場合に、ずっとこれが続くということ。

さらに、一つ改善で意見というか質問をしておきたいのは、縦覧の対応です。北但行政事務組合

事務局に縦覧に行ったら、廊下だな。照明も満足でない。当日、寒かったもんだから、コートを着て行ったので、コートを着たまま見ていたら、同情してくれた職員がストーブを出してくださいまして、待遇がよかったなと感謝したんだけど、甚だ遺憾なる場所で、遺憾な方法で、これを縦覧というのかと。総合支所、あるいはその他也聞いてみたら、人通りの多いところで、とても落ちついて見ることのできないような対応で縦覧が行われておると。これはそうでないところがあるんだったらお答え願いたいと思うけれど、そもそも縦覧にこんなに厳しく制限をしなくちゃならんのかと私は思うので、質問に入る前に、質問に入る前にというか、内容に入る前に、一体環境影響調査の縦覧といったらどういうことなのかということをお尋ねしておきたいんです。本日、今、事務局長が一生懸命説明してくださったけれども、大体こんなものはこの場で初めて聞いてわかるような水準の内容じゃないです。よく読んで、参考書類もしっかり引いて読まなくちゃならんということだ。だからそういう点ではきちんと返事をしてもらいたい。

内容を二、三申し上げます。

聞かずもがなみたいなことなんだけれども、環境影響調査というのは、先ほど事務局長が法的に義務づけられておりますということをおっしゃった。法的な義務づけというのは、具体的には施設を設置許可申請を兵庫県知事に出す場合に必ず添付しなければならないことであろうと思うのでありますが、そういうふうには受け取っていいのか。

それで、縦覧というのは、いわば唯一の市民が、あるいは一般有権者が、関係者が意見を出せる唯一の機会となっている。この意見の取り扱い一体どうなるのか。回答でもあるのか。あるいは検討した結果の報告はどこかでなされるのか。これについてお答えをいただきたいと思います。

それから、環境影響調査の前提となる建設計画あるいは周辺整備計画、これは午前中の議案審議でも少し申し上げましたけれども、この概要版には一切書いてないけれども、縦覧したところ、本文には、かくかくしかじかのものをつくるのでこういう環境調査をしたということが相当数のページを使って書いてあります。このこと一事を見ても、概要版では極めて不十分と私は思います。それで、改めて環境影響調査の前提となる、午前中の審議では、37.1ヘクタール相当の地域が一体的に廃棄物処理施設用地であるということでもありますから、それを前提とした調査であろうと思われるので、それについて、いかなる計画であるのかご説明をいただきたいと思います。

それから次に、環境影響調査のそのものについてでありますけれども、私は、法律では、調査項目については特にかくかくしかじかのことを調べなくてはならんと書いてはないと思いますね。生活環境についての調査書をひっつけなさいと書いてあるだけです。それで、わざわざ今のご説明の中でも環境省の調査指針に基づきましたと書いてあるんですが、この環境省の調査指針というものを見てみると、省令で定める全国一律基準のほか、地域ごとの基準の観点から調査、審査を行うこととなっているが、地域ごとの基準というのは、今回、どのようにお取り扱いになっておられるのか、どの項目が全国一律基準であって、どの項目が地域ごとの基準であるのか、これについて特にご報告を願いたいと思います。これは、環境省の調査指針、私の読んだところではそう書いてありましたから、そのとおりにちょっとご説明を願いたい。

第1回目の質問とします。

議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（谷 敏明） まず、縦覧の対応についてご意見を賜りました。確かに北但で縦覧を指定しております場所につきましては廊下ということで、大変恐縮しております。私ども事務室として使わせていただいている豊岡市の会議室等が確保できなかったということもありまして、ああいう場所の縦覧でしかやむを得なかったということで、どうかご容赦いただきたいというふうに思います。

それで、縦覧の要領につきましては、北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則という定めの中で、縦覧者についての第5条で遵守事項が決められております。報告書等の縦覧の場所から持ち出せないということで、絶えず縦覧場所に縦覧図書が置いてあるという状況がありますので、そのような対応になったというふうなことでございます。

それと、生活環境影響調査の法的根拠ということで先ほど言われましたけども、議員のおっしゃるとおりで、設置届を出す際に添付をするというふうなことでございます。

それと、あと意見の取り扱いについてでございます。特にこの意見につきましては、私どもに寄せられた生活環境の保全上の見地からの意見ということであれば、そのことを施設整備の中でどう取り組んでいくのかということの参考にさせていただきたいというふうに考えております。

それと、この施設の予測・評価における条件設定の話でございますが、これにつきましては、21年度予算でお認めいただきました施設の基本設計の中で、この諸条件について定めさせていただいております。

それと、あと法に求められる範囲と地域特性を生かした部分はどうかというところを言われました。2ページにお示しをしておりますけども、ブルーでかかれた部分が法で求められている基本要件になるかと思います。黄色い部分がこの森本、坊岡における地域条件等を考慮して、新たに追加をして実施したものだというふうなことでございます。

抜粋版ということで、本編につきましてはかなりの枚数になります。これをすべてお配りするというふうなことでは大変なコピーとか費用がかかるというふうなこともあります。本来であればそういうふうなものもお渡しするのが必要になるかもわかりませんが、現在のところ、概要版で地域の皆さん、生活環境の保全上の見地から、ご説明していく方が望ましい地域に対して、竹野町域になりますけども、概要版をもって説明に回らせていただこうというふうなことで計画をさせていただいております。

議長（木谷敏勝） 4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 これ、たった3回しかないんで、ちょっとゆっくりそれじゃあ一つ一つ言いますから、大分答弁漏れがあるから、お願いしたい。

一番前提になるところでお尋ねしておきたいのは、私は、概要版を配ったらいけないと言ってるわけじゃないんです。概要版であろうが何であろうが、環境を調べたらこうでしたよということで

すから、それはできるだけ知らせたらい。私が申し上げてるのは、きょう議員協議会をして、そして質問、疑問点があったら尋ねなさいと、あらかじめ招集状にそう書いてありました。しかも資料請求をしなさいと書いてありましたから、議長あて、別に難しい資料ではなくて、環境影響調査の全文一冊を見せてくださいと、こう言ったんです。何も全戸配布しなさいとか、市民に全部渡しなさいとか言ったわけではありません。議員全部に渡してくれと言ったわけではありません。そもそも資料請求というのは請求者に対して渡したらいいわけであって、議長の判断で全議員に配るかどうか、そんなことは私は知りません。私は、そういう点では、これからもあることですから、何も秘密書類でも何でもなし。公文書公開条例などを使うまでもなし。縦覧して見てくださいと言ってる文書ですからね。それを勉強してきて質問しなさいと言いながら、中身はなるべく見てほしくないみたいなことをなさるのはあんまりよくないんじゃないかなと。これはひとつ明快なご答弁をいただいております。

それから、生活環境影響調査の全国一律基準と地域的な評価項目基準というのは私もよくわかりません。わかりませんが、標準的目次構成案という環境省が示したのでいえば、この調査書にのっている項目は全部そうなんです。それ以外ないんです。この標準的目次構成案第3章、生活環境影響調査結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水などです。そうすると、さっき何か事務局長の言われたことが意味がわからなかったんだけど、4ページですかね、黄色いというのは、2ページ。そしたらそのことは、土壌、動物、植物が今回の地域的な基準だとおっしゃるんでしょうか。これは何も地域的な評価基準というよりも、どこでもこういうことはやらなくてはならないことであって、私は、標準的目次構成案というところからいうと、どうなのかなと思いましたのでお尋ねをしておりますので、もう一度お答えをいただきたい。

それから、調査範囲の問題なんですが、環境影響調査というのは一体どの範囲を調査するのかということがどうも縦覧をして全文を眺めてみたけどよくわからない。概要版でもよくわからない。環境省の調査基準でもわからないので、これは一体どの程度の設定をしておられるのか。結果論で見ると、各項目とも竹野南部地域のごく一部のみにとどまっている。ざっくり言えば林地区より北の方は全く調査の形跡がありません。これは水質、土壌その他から見て、下流域の方がむしろ住民の心配も多いんじゃないかと思うんだけど、どうしてこんなことになってしまっているのかお尋ねをしておきたい。

それから、本文というんか、調査書前文の中には、半径1キロメートル以内に小学校、中学校、保育所、診療所等が存在するけれども、診療所は入院ベッドがないから云々というふうなご説明もありましたけれども、こういうものがあるだけでも、これは地域的な基準としては一つ考えていかなくちゃならんんじゃないかなと、一番大事な地域的な特性ではないかと思うんだけど、どうだろうか。

それから、搬入、それから工事中の車両の振動、騒音等のことなんですけれども、これはどういう算式でもってこういう車が入り出すというふうな算定されたんだろうかなと。それから、各項目とも現況把握については、今の状況をはかったんでしょから、それはそうなんだけれども、予

測が全部岩井のセンターのようになっておるわけですが、これはどうしてそういう理由になるんでしょうか。

また、動植物の問題については、ことしは特に多様性何とかか何とか条約というのやら、動植物との共生、特にコウノトリとの共生ということがうたい文句の地域ではありますから、こういうことについて後退をするということも中に述べられている点があるんだけど、こういうことについてはどういうふうにお考えになっておるか、お聞きしておきたいと思います。

議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（谷 敏明） まず、地域特性ですけども、先ほど議員がおっしゃいましたように、調査指針で求められておりますのは、大気環境、水環境、大気質、騒音、振動、悪臭、水質というふうな部分が法で一律に求められているというふうなことです。2ページに掲げてあります黄色い部分については、地域特性を反映して、追加項目として今回実施したということでございます。

それと、調査の範囲はどうかということですけども、15ページのときにもご説明を申し上げましたけども、今回、この二重丸の水色の部分が計画実施の煙突の位置になります。ここからどこが最大着地点かということをも予測等もします。通常であれば、この最大着地濃度までの距離の2倍程度の範囲を調査するというのが一般的なやり方でございます。しかしながら、今回につきましては、これを中心として東西南北8キロ、ここへ書いてありますけども、8キロの範囲でこういう100メートル置きメッシュを切って、その値が、格子の値がどれぐらいの濃度になるかというふうなことを予測・評価をして、その値を結んでいったということで、地域の方々がその影響についてご心配になられるであろうということから、本来であればもう少し狭い範囲を予測・評価すればいいのかもわかりませんが、今回はそういうふうな形で予測・評価をさせていただいたというふうなことでございます。

それと、台数のお話ですけども、台数につきましては、平成20年の5月12日から17日までの間の各構成町における実績値のピークの台数を調査をいたしました。その中で一番ピークになり得る台数をもってこの評価をさせていただいたということでございます。

それと、学校とか、特に配慮すべきということでおっしゃったわけですけども、特に図書館や老人福祉施設、入院する施設、児童福祉法に規定する保育所、学校教育法による学校等につきましては、例えば騒音、振動等について、基準よりも5デシベルほど下げるという基準がございます。そういうことから、そういう施設がある場合には、規制基準、環境保全目標等について考慮させていただいているというふうなことでございます。

それと、岩井の例を用いて予測・評価というふうにおっしゃったように思いますけども、岩井の例で評価をさせていただいたのは、悪臭が施設から漏れいする場合にどういう影響があるかというふうなことについて、評価するにはごみ質等が同じような種類でなかったら、においの成分等が異なることから、岩井の例で測定をさせて、新施設にそのにおいが持ち込まれた場合にどうだろうというふうなことで予測・評価をしたということで、他の予測・評価につきましては、決して岩井の

データを用いて評価をしたというものではございません。

本編を見せない理由、特に拒んでるわけではなくって、今、現在手元に持っております図書自体がまだ限られた図書しかございません。最終的には100冊程度作成する予定にしておりますけども、現在まだ手元の方には届いていない状況の中で、そういうことで、大変申しわけないですけども、縦覧場所でごらんいただいたというふうなことでございます。

あと、動植物の貴重種等のお話もあったように思います。先ほど貴重種、いろんな貴重種の定義づけがあるわけですけども、48種類確認されたところ報告させていただきました。貴重種につきましては、そのもの自体が日本全体での取り扱いというふうなことで、竹野地域、または施設建設周辺に限定される貴重種は確認されてないということです。貴重種としての危機感が薄くって、竹野町域内に代替さえも存在するというふうなことを、専門家のご意見も伺っております。したがって、先ほど対策でも申し上げましたけども、工事によって自然を改変するために、一時的にそういうふうな個体数の減少というふうに考えられるわけですけども、影響を最小限にするために、専門家のご意見を聞きながら、生息可能な環境、例えばビオトープ等を整備する等の対策によって軽減を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（木谷敏勝） 4番、安治川敏明議員。

安治川敏明議員 前提になることをもう1点お答えがないんですけども、コピーしてはいけないという法的根拠は何かあるのかなと思うんですね。個人情報保護に関する規定にもひっかかるようなことは何もないし、勉強する上で自分の費用でそれをするということであれば、何ら差し支えないんじゃないかなと思うんですけども、その点は、今後のこともありますから、お答えをいただきたいと。

それから、調査は半径8キロですか、の範囲内で行ったというんだけど、それだと4ページに示されている調査地点図の凡例をたくさん打つことができると思うんですけども、えらい近くにしか打ってありませんから、どうなんかなと。半径8キロといたら林どころか浜の方までメッシュをしたということのようですけども、どうなんだろうかな。むしろこの図面で見ると、坊岡より下にはいかなる印もついておりませんから、最大着地点が山のとっぺんで、そこより向こうにはもう行かへんのやということなのかなと思って読んだわけでありまして。ここでせ。8キロということは、ずっとこっちの方……（「南北」と呼ぶ者あり）南北。まあいいや。隣から答弁する人がいるから。ということで、その点ぜひお答えをいただきたいと思います。

あと、僕は、環境影響調査、いろいろな機会に読ませていただいていつも思うことは、環境の中にある自然的な条件を増進するための調査じゃないんですね。何かをそこに押し込んでつくる。そのために、例えば道路だったり、今回の場合はこういう施設ですね。もちろん道路もあるけれども、主たるものは焼却施設。そうすると、必ずその自然は破壊されるが、これはもう許容の範囲内だという結論が必ず出るようになってる。だから、今、事務局長にこんなことを聞いてもしょうがないわけだけれども、本来、環境影響調査をやって、その地域の自然多様性をさらに増進する施設にしていくんだというのではないということは明らかであって、これをつくったって大丈夫なんです

よというのは、大丈夫でないところは必ずある。そのための調査だというふうに思いますから、その点についてご見解があれば聞いておきたいと思いますが、動植物に関しても必ずそういう結論にしなければならないというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（谷 敏明） 本編によるコピーの話ですけれども、先ほども申しあげました縦覧等の手続に関する規則の中で、報告書等を縦覧の場所から持ち出さないことという規定をいたしておりますので、そのような取り扱いにさせていただいたということです。

4ページをごらんになって、8キロの範囲が示されていないかというふうにおっしゃられたわけですが、これは調査地点をお示しをした図面だけでありまして、その範囲をお示しをした図面ではございません。先ほど15ページの方でごらんをいただきましたけれども、東西南北それぞれ8キロという意味じゃなくて、4キロ、4キロで8キロ範囲を予測をしているということでございます。

当然環境影響調査は必要な環境への保全対策を講じた上で、この影響がどうなるかというふうなことをお示しをするということになるかと思います。当然そういうふうなことをして、例えば濁水処理であれば沈砂池等、洪水調整池等を設けて、できるだけ濁りを外に出さないような対策を講じた上で、その結果としてどうなるかというふうなことを評価をしているということでございますので、何もやらなくて、評価だけをして大丈夫だ、大丈夫だと言っとるようなことではございません。

それと、動植物等の影響についてご心配いただきましたですけれども、そういう意味からも今回背後地にそういう保全地域を設けていくんだというふうなことも言えるのではないかなというふうに思っております。

議長（木谷敏勝） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

ほかに発言がないようですので、本件はこの程度にとどめたいと思います。

以上で第54回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後1時56分